

平成 13 年 3 月 30 日制定（国空機第 340 号）

平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空航第 516 号・国空機第 280 号）

令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国空航第 3100 号、国官参事 844 号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：航空機の着氷防止対策及び着氷状況の監視の実施について

### 1. 目的

本サーキュラーは、特定本邦航空運送事業者における航空運送事業の用に供する 航空機からの氷塊落下の防止及び着氷状況の監視による更なる着氷の防止対策について定める。

### 2. 背景

かねてより、航空機からの氷塊落下については、人身事故等には至っていないものの、人家等に損害を与えた等の報告があげられており、また、成田空港周辺における航空機からの氷塊落下に対する対策の一環として、氷塊付着状況の調査が財団 法人成田空港周辺地域共生財団により平成 10 年 2 月 2 日より同年 2 月 20 日の間に 1534 便に対し行われ、内 34 件について落下の恐れがある氷塊付着が認められた旨同法人発行の「航空機氷塊付着状況調査報告書」にて報告されている。

同報告書によると、着氷の原因として給水パイプ内の残留水の水切り不良、排水パイプ系統の故障等があげられていることから、本サーキュラーにより航空機の整備時等における着氷防止対策の徹底を要請するものである。

なお、着氷の恐れは冬期に限定されるものではないことから、当該対策については通年とし、また、特に長時間氷点以下の外気温度にさらされることとなる国際路線については着氷状況を通年監視することとする。

### 3. 対象航空機

特定本邦航空運送事業者の航空運送事業の用に供する航空機に適用することとする。ただし、着氷状況の監視については、そのうちの国際路線就航機を対象とする。

（5 項参照）

### 4. 対象期間

航空機の着氷の恐れは冬期に限定されないことから、5 項による着氷防止対策の実施及

び6項による着氷状況の監視の対象期間は通年とする。

## 5. 航空機の整備時等の着氷防止対策の実施

### (1) 給水パイプ内の残留水の水切りの徹底

給水作業実施時における給水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。

### (2) 脊体排水パイプ系統の漏洩の点検

排水パイプ系統の漏洩について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある脊体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施すること。

### (3) ドレイン関連改良部品の使用等の推進

改良部品の使用等の推進をはじめとする機体着氷防止対策を推進すること。

## 6. 着氷状況の監視

### (1) 対象航空機

着氷状況の監視については、国際路線に就航した機材を対象とする。

### (2) 監視すべき事項

国際路線の到着便について、少なくとも次の事項を監視するとともに、具体的な実施方法について整備規程等に定めること。

- ・着氷が発見された日時
- ・便名
- ・出発／到着空港名
- ・出発／到着空港の気象条件等
- ・着氷状況及び処置

### (3) 結果の報告

- ① 上記(2)項の監視すべき事項については、「航空運送事業等の安全監査に関する基本方針」（セキュラリティ整理番号No. 4-010）による「整備関係業務担当者会議」において報告すること。
- ② 着氷状況の監視の結果、判明した着氷の原因及び再発防止対策等について 総括的な報告書を作成し、4半期毎に航空局安全部航空安全推進室に提出すること。

## 7. その他

5項による着氷防止対策の実施状況等については、「航空運送事業等の安全監査に関する基本方針」（セキュラリティ整理番号No. 4-010）による安全性確認検査の対象とする。

## 附 則

本サーキュラーは、平成 13 年 4 月 1 日から発効する。

## 附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

## 附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。